

	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。	常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次のいずれにも該当する場合には、原則として被保険者となります。 (1) 一週間の所定労働時間が 20 時間以上 (2) 31 日以上の雇用見込み ただし、次に掲げる労働者は除かれます。 (1) 一定の季節的労働者 (2) 昼間学生 (3) 65 歳以上で新たに雇用される者
個々の労働者の加入届出	労働者ごとの届出は必要ありません。	公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。
法人の役員 (取締役)の取扱い	代表権・業務執行権(注1)を有する役員は労災保険の対象となりません。 (1) 法人の取締役等であっても、実態に即し「労働者」として取り扱う場合があります。 (2) 権限等のない取締役等でも、規則等によって、業務執行権を有すると認められる者は「労働者」として取り扱いません。 (3) 監査役、及び監事で事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	株式会社の取締役は原則として雇用保険の対象となりません。 (1) 取締役であっても、同時に部長や支店長等の「従業員としての身分」を有する者は、勤務実態面からみて労働者的な性格の強く、雇用関係(注2)があると認められる者に限り、雇用保険の対象となります。 (2) 株式会社以外の役員等についても原則として雇用保険の対象となりません。 ※保険料の対象となる賃金は「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。

(注 1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注 2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。